# 東日本大震災からの復興の状況に関する報告(骨子案)

- ・東日本大震災復興基本法により、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を 報告するもの。
- ・今回は、平成 26 年 10 月~平成 27 年 9 月を中心にとりまとめた。

# I 復興の現状

### 1 避難者の状況

〇 発災以降の避難者数は、平成 27 年 9 月 10 日時点で、約 19 万人。仮設住宅等への 入居者数は減少しており、恒久住宅への移転が進んでいる。

# 2 地域づくり

- 〇 公共インフラは、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、概ね復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進。高台移転や災害公営住宅は、被災 3県で9割を超える事業が始まっている。
- 〇 平成 28 年 3 月までの民間住宅等用宅地の整備見通しは、岩手県が概ね 4 割、宮城県が概ね 5 割、福島県が概ね 4 割であり、災害公営住宅の完成見通しは、岩手県が概ね 6 割、宮城県が概ね 7 割、福島県が概ね 5 割である。

#### 3 産業・雇用

- 〇 大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の鉱工業生産は、震災前の水準に回復 する傾向にある。
- 〇 グループ補助金交付先企業の4割以上が、震災前の売上げ水準まで回復。業種別では、最も高い建設業では約8割が回復している一方、最も低い水産・食品加工業では約3割にとどまっている。
- 〇 被災3県の有効求人倍率は1倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。

### 4 原子力災害からの復興

- 〇 昨年の田村市の避難指示の解除、川内村の避難指示の一部解除に続き、平成 27 年 9月に楢葉町の避難指示を解除。避難指示区域からの避難者数は、平成 27 年 9 月時点で約 7.0 万人。
- 〇 国が直接除染を行う地域については、実施計画を策定した 11 市町村のうち 4 市町村で除染が終了。現在除染を実施している全ての市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期を平成 27 年度又は平成 28 年度としている。

# Ⅱ 復興の取組

- 〇 省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の再生をさらに加速する。
- 〇 平成 28 年度以降の 5 年間については、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けた。

# 1 被災地共通の主要課題への対応

### (1)被災者支援

○ これまでの施策の具体化や現場での意見交換を踏まえ、「被災者支援(健康・生活 支援)総合対策」を策定。仮設住宅等で避難生活を送られる被災者の方々の心と体の 健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な 推進等に取り組むための50の対策を取りまとめた。

# (2) 住宅再建・復興まちづくりの加速化

- 「住まいの復興工程表」を作成し、半年ごとに更新。
- 〇 これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた総合対策を取りま とめた。

#### (3)産業・なりわいの再建

- 〇 仮設施設の整備、被災した施設の応急復旧に加え、本格的な産業の復旧・復興に向け、仮設施設から本設施設への移行、新たな販路の開拓等を引き続き支援。
- 〇 創造的な産業復興を政府一丸で推進する「産業復興創造戦略」を実現するためのアクションプランを策定。

### (4)「新しい東北」の創造に向けて

- 復興推進委員会からの提言を踏まえ、「新しい東北」を引き続き推進。
- 〇 官民連携により、情報共有・マッチングに向けた場づくり、先進的な取組の加速化 とその横展開、民間の人材・ノウハウ・資金の活用等を推進。

### 2 原子力災害からの復興に向けた取組

- 福島復興再生特別措置法の一部を改正し、新市街地を整備する福島復興再生拠点整備事業の創設等を措置。これにより、避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進。
- 〇 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を改訂。早期帰還支援と新生活支援 の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を 大幅に拡充する等の対応を実施。
- O 放射線の健康不安に対してリスクコミュニケーションを引き続き推進するととも に、風評対策をさらに強化。
- 〇 福島 12 市町村における将来像の検討を行い、30~40 年後の姿を見据えた、2020 年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ。